

(審議会調査審議版)

市立保育所の在り方及び
市保育士の人材育成に係る方針
(案)

平成28年〇月 旭川市

目 次

第1章	方針の策定に当たって	P 1
1	方針策定の趣旨	
2	市立保育所及び市保育士を取り巻く状況	
第2章	方針の基本的な考え方	P 4
1	方針の基本的な考え方	
2	取組の視点	
3	取組の方向性	
4	中長期的な視点での取組の必要性	
第3章	取組の内容	P 8
1	人材育成の内容	
2	施策推進に係る拠点保育所の内容	
3	進め方	
第4章	進行管理	P 14
1	進行管理の基本的な考え方	
2	推進体制	
参 考		P 16
1	方針策定の経過等	
2	文言の整理	

第1章 方針の策定に当たって

1 方針策定の趣旨

(1) 方針策定の趣旨

本市では、現在、待機児童が生じているが、子ども・子育て支援新制度の施行により保育の提供体制の量的充実が図られつつある状況となっており、さらに、少子化傾向の継続が想定されることもあり、市立保育所について、これらの状況を踏まえながら、その在り方について整理することが必要である。

また、市保育士については、これまで市立保育所における保育業務に従事することが中心であったが、子ども・子育て環境全体を見ると、児童虐待や発達障害等の支援を要する子どもが増加傾向にあるほか、これらの保護者を含め、子育て支援に係る多様なニーズに対応するため、保育士の持つ専門性が必要である。

そのため、これらの施設や市保育士を取り巻く状況を踏まえながら、本市の子ども・子育て支援施策を効果的に推進するため、市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針（以下「方針」という。）を策定するものである。

(2) 方針の位置付け及び関連する計画等

方針は、特定の法令等を根拠として策定するものではないが、施設の扱いや市保育士の採用等を検討する際の基本となる考え方の一つである。なお、子ども・子育て支援施策を効果的に推進することを目的としていることから、旭川市子ども・子育てプランとの整合性を図りながら推進していく。

【旭川市子ども・子育てプランの概要】

- 子ども・子育て支援法、旭川市子ども条例等に基づき、本市の子ども・子育て支援施策を計画的に推進するために策定。
- 平成27年度から平成31年度までを期間としており、その後も、概ね5年ごとに策定予定。

(3) 方針の期間等

方針は、市保育士に係る人材育成を内容の一つとしており、中長期的な視点での取組が必要であることから、期間等は定めない。しかしながら、関連する取組を効果的に推進するため、旭川市子ども・子育てプランの見直しに併せ、必要な修正等を行う。

2 市立保育所及び市保育士を取り巻く状況

(1) これまでの取組の総括

市立保育所について、保育ニーズへの対応と効率的な運営を進めるため、平成22年3月市立保育所運営方針を策定し、平成22年度から平成26年度までの期間において、関連する取組を行ってきた。

この間の取組については、本年5月に作成した「市立保育所運営方針進捗状況評価書」において、方針の方向性と併せて次のように整理している。

【第3章 次期方針における取組の方向性】

市立保育所運営方針に基づく取組により、多様な保育を実施し市民サービスの向上が図られてきたが、市立保育所としての役割である全市的な保育環境の充実に図る取組については、まだ十分ではない。

保育ニーズと提供体制を見ると、いずれの市立保育所が所在する地域においても、その時期は異なるものの、子ども・子育て支援新制度における給付対象施設・事業により、保育ニーズに対応できる見込みとなっている。

しかし、子ども・子育て支援施策全体を見ると、市保育士及び施設の関わりが期待できるものがあり、その中で、特に、子どもや保護者の困り感に対して民間事業者では担いきれない分野を見出し、その分野における全市的な拠点として機能を発揮していくことが、今後の市保育士と市立保育所の重要な役割であると考えられる。

(2) 施設の状況

各市立保育所は、いずれも新耐震基準適合施設となっており、安全確保のため速やかに大規模改修等を必要とする状況にはないが、一般的に、建築物は、建築後30年を経過すると劣化が目立つようになると言われており、特に、新旭川保育所については、引き続き、本施設を活用していく場合は、大規模改修等を検討することが必要である。

旭川市公共施設白書（平成27年4月）より抜粋

施設名	施設の概要
市立新旭川保育所	○建築年度 1981（経過年数 33年） 老朽化率 0.68 ○鉄筋コンクリート造地上2階建 延床面積 847.62㎡
市立近文保育所	○建築年度 1983（経過年数 31年） 老朽化率 0.59 ○鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 611.98㎡
市立神楽保育所	○建築年度 2008（経過年数 6年） 老朽化率 0.09 ○鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 645.68㎡

※ 経過年数は平成25年度時点での建物の経過年数

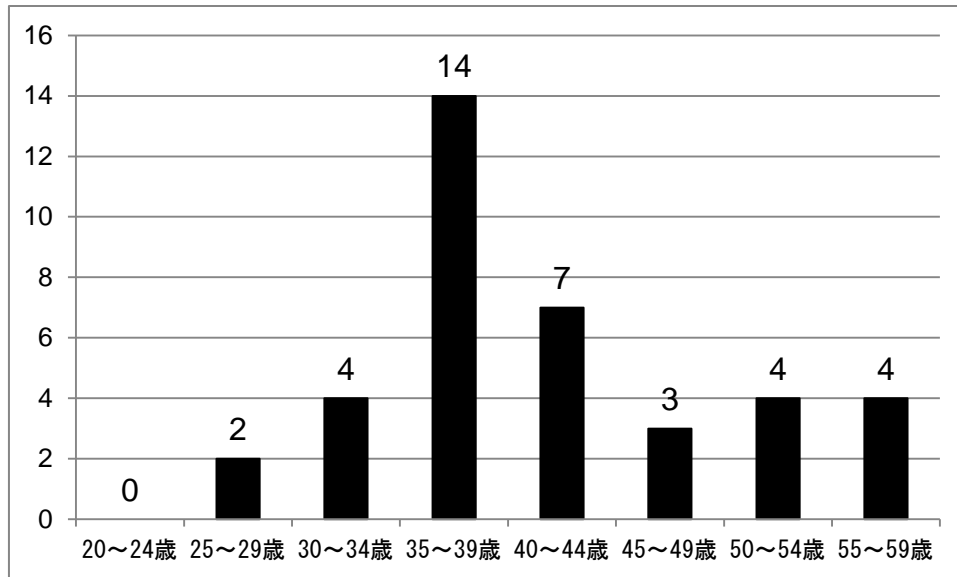
※ 老朽化率はその減価償却がどの程度進んでいるのかを示す指標で、1に近いほど耐用年数に近づいていることを示している。

(3) 市保育士の状況

平成27年4月1日現在、38人の保育士が子育て支援部で勤務しており、その年齢構成を見ると30歳台後半から40歳台前半が21人(55%)となっている。

市保育士が担う業務とそのために必要な人数を整理するに当たり、年齢構成の偏りの是正を図る視点も持ちながら新規採用等の扱いを検討することが必要である。

市保育士の年齢層別の状況（平成27年4月1日現在）



(4) 市保育士の強み

現在、市保育士は、市立保育所において保育の提供を行っている他、その専門性を活かし、療育の提供や相談業務等に従事している。今後、他の職種（保健師、心理士等）との連携をさらに図ることにより、子ども及び保護者や民間事業者に対して、効果的な支援を行うことができる。

業務内容	配置している係（平成27年4月1日）	人数
保育の提供	市立新旭川保育所、市立神楽保育所、市立近文保育所	26人
療育の提供	みどり学園、わかくさ学園、こども通園センター	8人
相談業務	子育て相談係、母子保健係	2人
調整及び審査業務	こども育成係、青少年担当	2人

(5) 本市の子ども・子育て環境の充実に向けた市保育士の役割

本市の子ども・子育て環境の充実に向けて、民生児童委員等の地域関係者、保育所及び幼稚園等の事業者、児童発達支援事業所等、関係者が連携しながら関連する取組を進めている。その中で、市保育士は、これらの関係者への指導、助言等を通じて、その効果を全市的なものとして波及させていくことが役割であることを意識し、施設の在り方と具体的な事業、市保育士に係る人材育成等を整理していくことが必要である。

第2章 方針の基本的な考え方

1 方針の基本的な考え方

保育ニーズをはじめとする子ども・子育て支援に関するニーズの高まりや多様化に対応していくためには、市立保育所が自ら各種サービスを提供すると同時に、民間事業者に対して積極的にノウハウを提供し、全市的な子ども・子育て環境の充実につなげていくことである。

この考え方は、市立保育所運営方針と同様であるが、本方針においては、子ども・子育て支援施策全体を踏まえつつ、ある程度、分野を特定し、取り組んでいくこととする。

2 取組の視点

(1) 全市的な支援体制構築の必要性

子ども・子育て支援施策の中で、就学前教育及び保育、地域子育て支援拠点事業等については、市民ニーズに対して既に民間事業者が中心となった提供体制が構築されている状況にある。

その一方、障害児等支援を要する子ども及びその保護者に対する取組については、市民ニーズへの対応を図る上で、量的な課題はもとより、保護者支援の必要性、医療機関や療育機関等と連携した取組、さらには就学後も見据えた一貫した支援体制の構築等の課題がある。

(2) 市保育士の強みを発揮する

市保育士は、市立保育所において保育の提供に従事している他、愛育センターやこども通園センターにおいて療育の提供、子育て相談課において、医療機関等の関係機関や保健師、心理士等の各種専門性を有する職員と連携し、各種相談業務に従事している。

これらの業務により、関連する分野においてさらに専門性を深めていくことや、子ども・子育て支援施策全体を見る視点を持つことは市保育士の強みであり、今後、重点的に取り組む施策を意識し、中長期的な視点で人材育成を進めていくことにより、その強みを具体的に発揮していくことが可能となる。

(3) 行政資源の効果的な活用

現在、38名の市保育士がいるが、市職員数が抑制傾向にある中、市保育士について大幅に増員を図っていくことは困難である。また、3つの市立保育所について、今後、老朽化が進んでいく中、大規模改修の扱いが課題となっていく。

そのため、市保育士及び3つの市立保育所について、より効果的に機能を発揮できるように検討することが必要である。

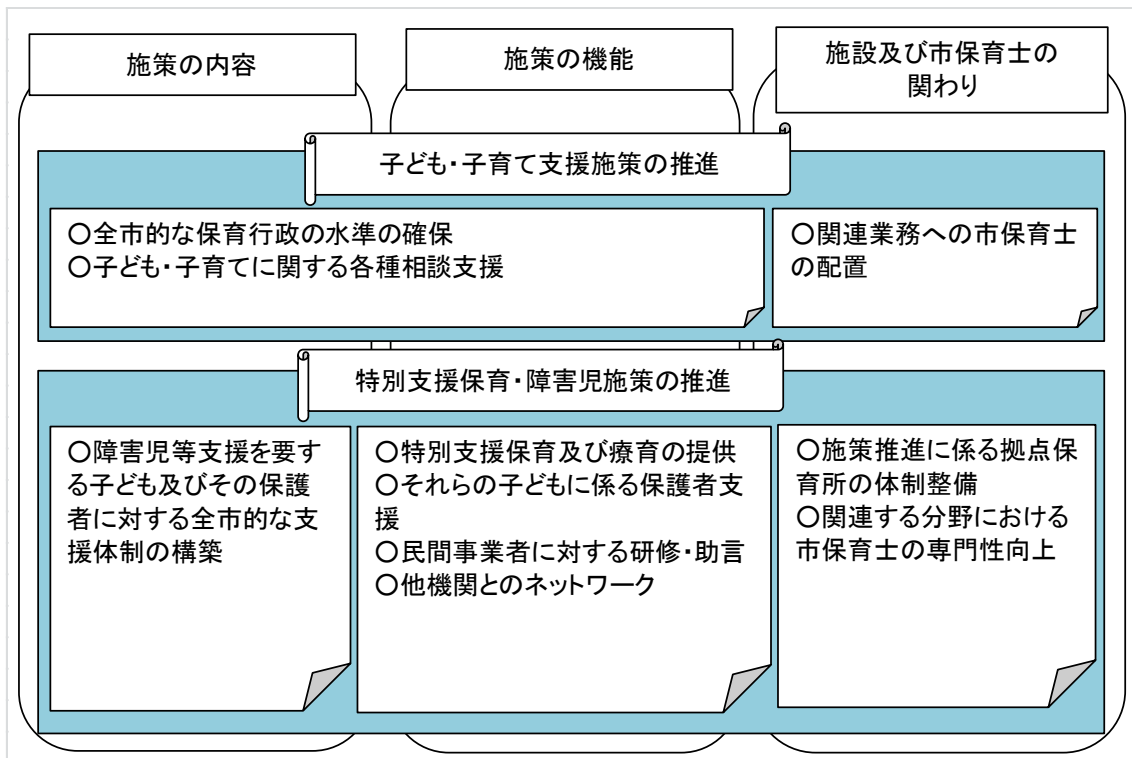
3 取組の方向性

(1) 施策の整理

取組の視点を踏まえ、市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る取組の方向性について、子ども・子育て支援施策全体の推進に資することを基本としながら、特に、特別支援保育・障害児施策の推進を重点とする。

なお、特別支援保育・障害児施策推進に係る拠点保育所は、施設の立地場所、老朽化の状況等を考慮し、市立神楽保育所とする。

施策の整理（イメージ）



(2) 機能の整理

方針において、市立保育所及び市保育士は、重点の取組を中心とする施策において、市民に対するサービスの提供とともに、特に、民間事業者に対する研修・助言、関係者間の連携強化に係る機能の充実を図る。

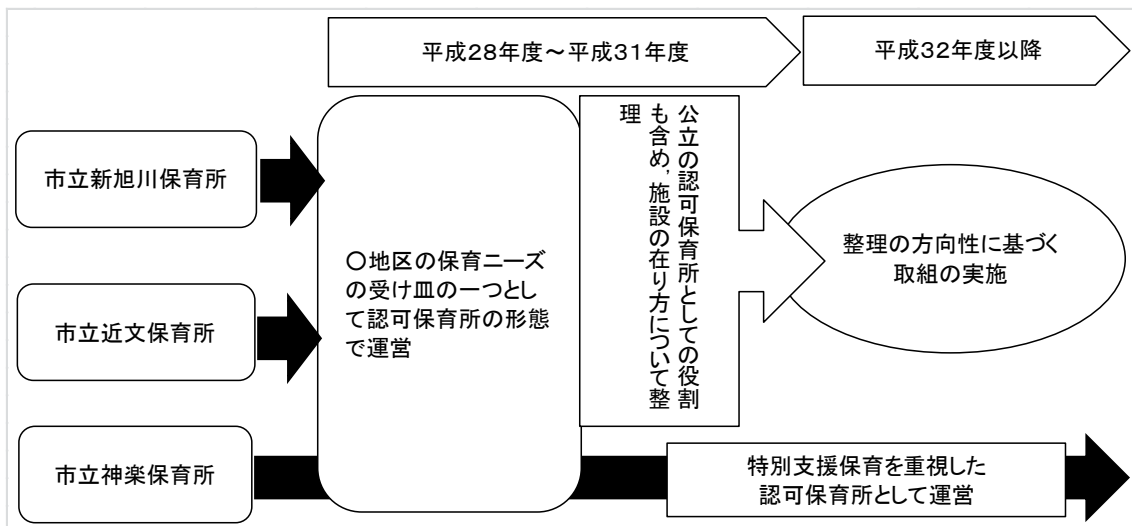
4 中長期的な視点での取組の必要性

(1) 保育ニーズと提供体制

現在、認可保育所について待機児童が生じており、その中で、市立保育所は保育ニーズの受け皿としての役割を担っている。しかしながら、今後も少子化傾向が続くことが想定されることと、旭川市子ども・子育てプランの期間内において、14か所の市立認可外保育施設が7か所の認定こども園へ移行するなど、提供体制の充実が図られる予定であるため、市立保育所における保育ニーズの受け皿としての役割が、具体的に、いつの時点で低下していくのか、現時点で明確にすることが困難な状況にある。

そのため、施策推進における拠点保育所以外の市立新旭川保育所及び市立近文保育所については、当面、認可保育所として運営しつつ、待機児童の動向を踏まえ、公立の認可保育所としての役割も含め、施設の在り方について、引き続き、検討する。

市立保育所の将来像の段階的な整理

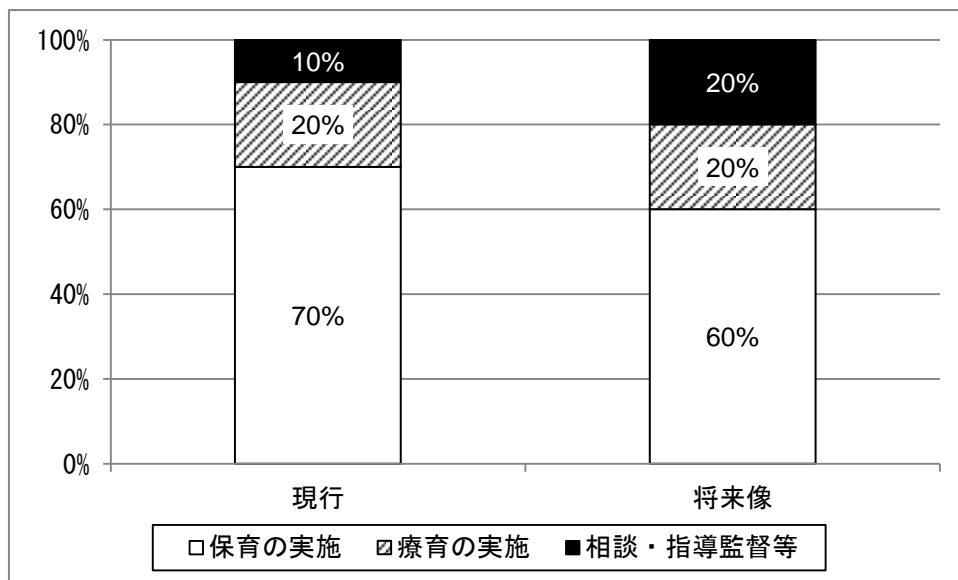


(2) 中長期的な視点での人材育成

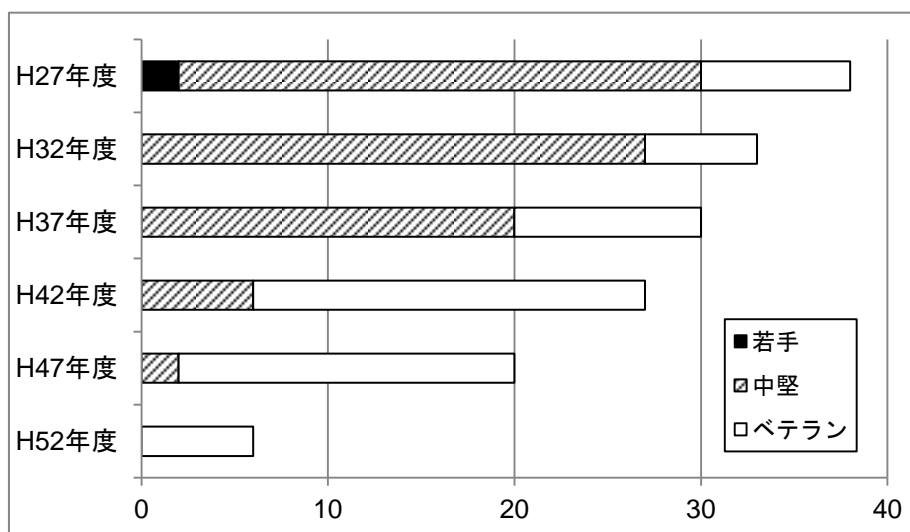
市保育士の必要人数については、将来を見据えた中で、子ども・子育て支援施策の方向性や市立認可保育所のか所数等を踏まえて整理するものであるが、それらについて、現時点で明確化を図ることに限界がある。

しかしながら、市保育士の年齢構成が著しく偏っている状況があるため、その是正を図る視点や人材育成を進めていく視点を持ちながら、新規採用及び市保育士の専門性をより発揮できる業務への人員配置を進めていくことが必要である。

市保育士の従事する業務ごとの構成割合（イメージ）



新規採用を行わない場合の市保育士の年齢層別推移（各年度4月1日現在）



※若手（～29歳）、中堅（30歳～49歳）、ベテラン（50歳～）で区分

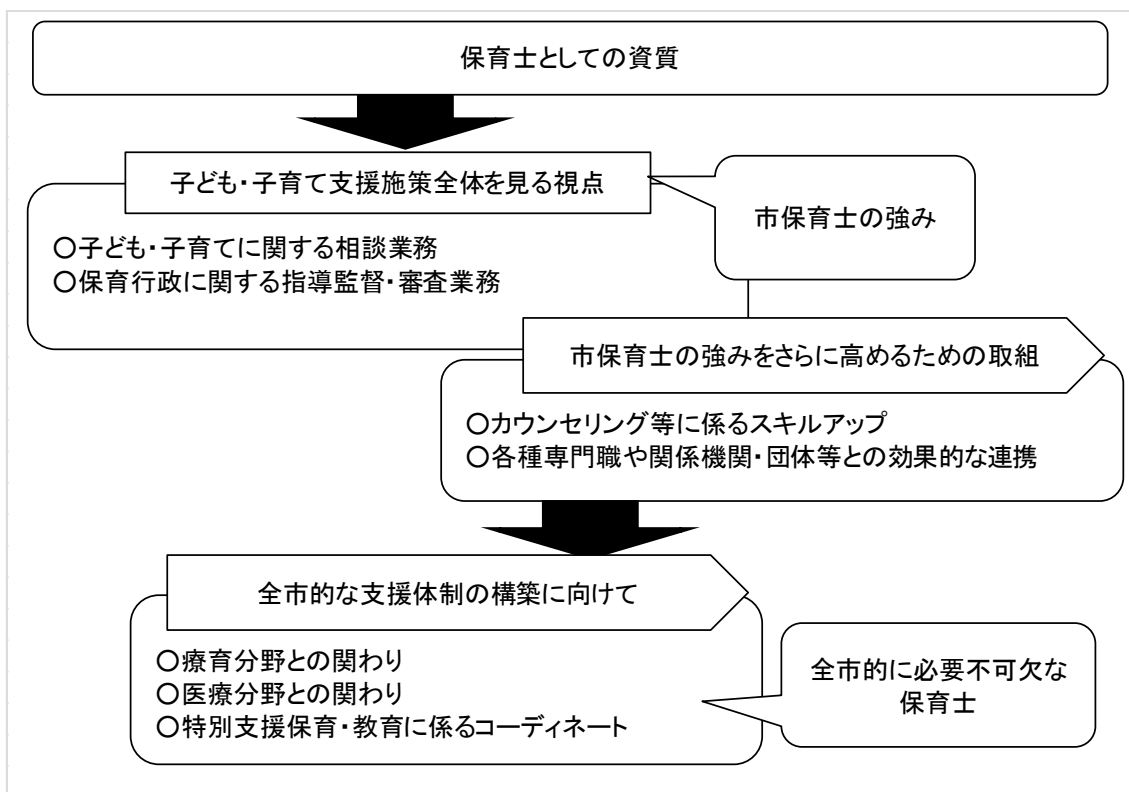
第3章 取組の内容

1 人材育成の内容

(1) 基本的な考え方

市保育士の強みを発揮し、子ども・子育て支援施策の推進及び特別支援保育・障害児施策の推進を図っていくため、習得するスキルの内容等を意識しながら、関連する職場に配置していくことが必要である。

特に、各種相談業務や保育行政に関する指導監督・審査業務は、子ども・子育て支援施策全体を見る視点を養う上で不可欠な業務であり、これをベースとして、療育に関する業務等に従事することにより、特別支援保育・障害児施策を効果的に推進することが期待できる。



(2) 関連する取組

習得するスキル等は、業務を通じて身に付けていくことを基本とするが、特に、特別支援保育・障害児施策に係る全市的な支援体制の構築については、各種資格の取得支援、関係機関への研修等、多様な取組を通じて、子どもや保護者にとって望ましい支援につなげることができるよう、関係機関・団体等のコーディネート能力の向上を図る。

子ども・子育て支援施策全体を見る視点

配置する課等	業務に従事しながら習得するスキル等
○(仮称)総合子ども・教育センター ○母子保健係	○カウンセリング等の心理関係のスキル ・各種資格取得 ・臨床心理士等による指導・研修 ○各種資格を有する職員との連携 ○関係機関・団体との連携
○こども育成課	○事務処理能力 ○全市的な保育環境の状況 ○子ども・子育て支援施策の概要

特別支援保育・障害児施策に係る全市的な支援体制の構築に向けて

分野の区分	習得するスキル等
療育分野との関わり(保育と療育)	○療育機関における勤務(愛育センター) ・療育の現場から子どもの育ちを見る視点 ○児童発達支援管理責任者の資格取得
医療分野との関わり(保育と医療)	○医療機関(小児病棟等)への派遣等 ・医療の現場から子どもの育ちを見る視点 ○必要に応じて、特定医療行為等の資格取得
特別支援保育・教育に係るコーディネート	○市独自に発達支援コーディネーター制度を創設

※ 発達支援コーディネーターは、(仮称)総合子ども・教育センター、療育機関等における勤務経験を持ち、他の専門性を有する職種の職員や関係機関と連携して、子ども及び保護者の心身の状況に応じた支援を提供するためのつなぎ役を担う。

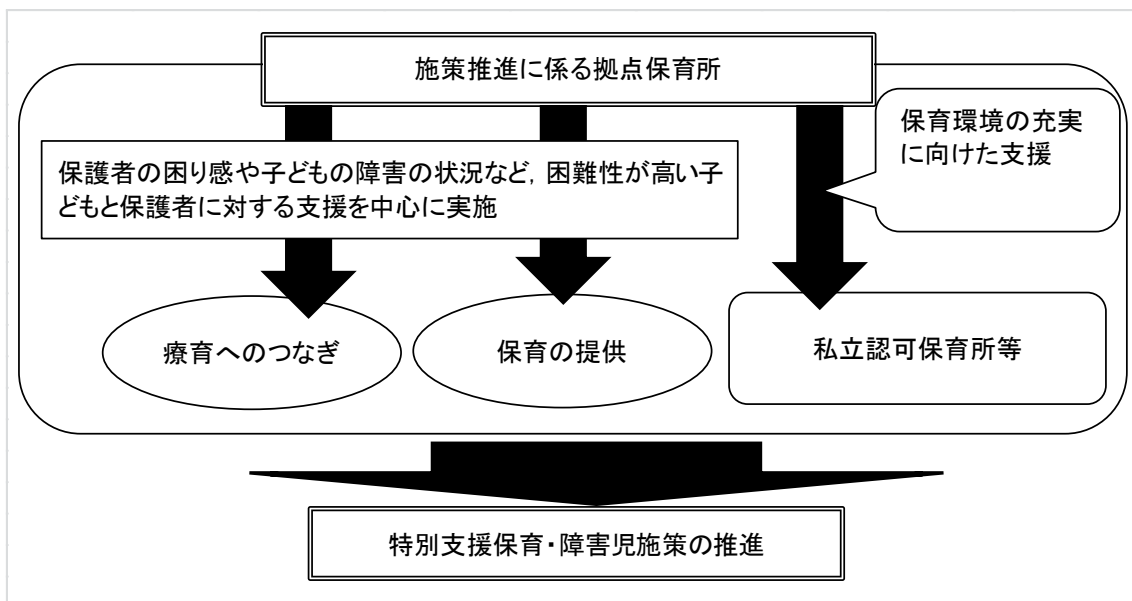
※ 中長期的な視点で、恒常的に複数の市保育士が発達支援コーディネーターとしての役割を担うことができるよう人材育成を進め、順次、(仮称)総合子ども・教育センター及び施策推進に係る拠点保育所にそれぞれ配置する。

2 施策推進に係る拠点保育所の内容

(1) 取組の内容

障害児等支援を要する子ども及びその保護者に対する取組については、特別支援保育に係るニーズに対する受け皿の確保とともに、保護者の受容を図るための取組など、子どもや保護者の状況に応じた全市的な支援体制の構築に向けて課題がある。

そのため、市立神楽保育所について、施策推進に係る拠点保育所として位置付け、私立認可保育所等に対する支援や保護者の困り感や子どもの障害の状況など困難性が高い子どもに対する保育の提供及び保護者支援等を行う。



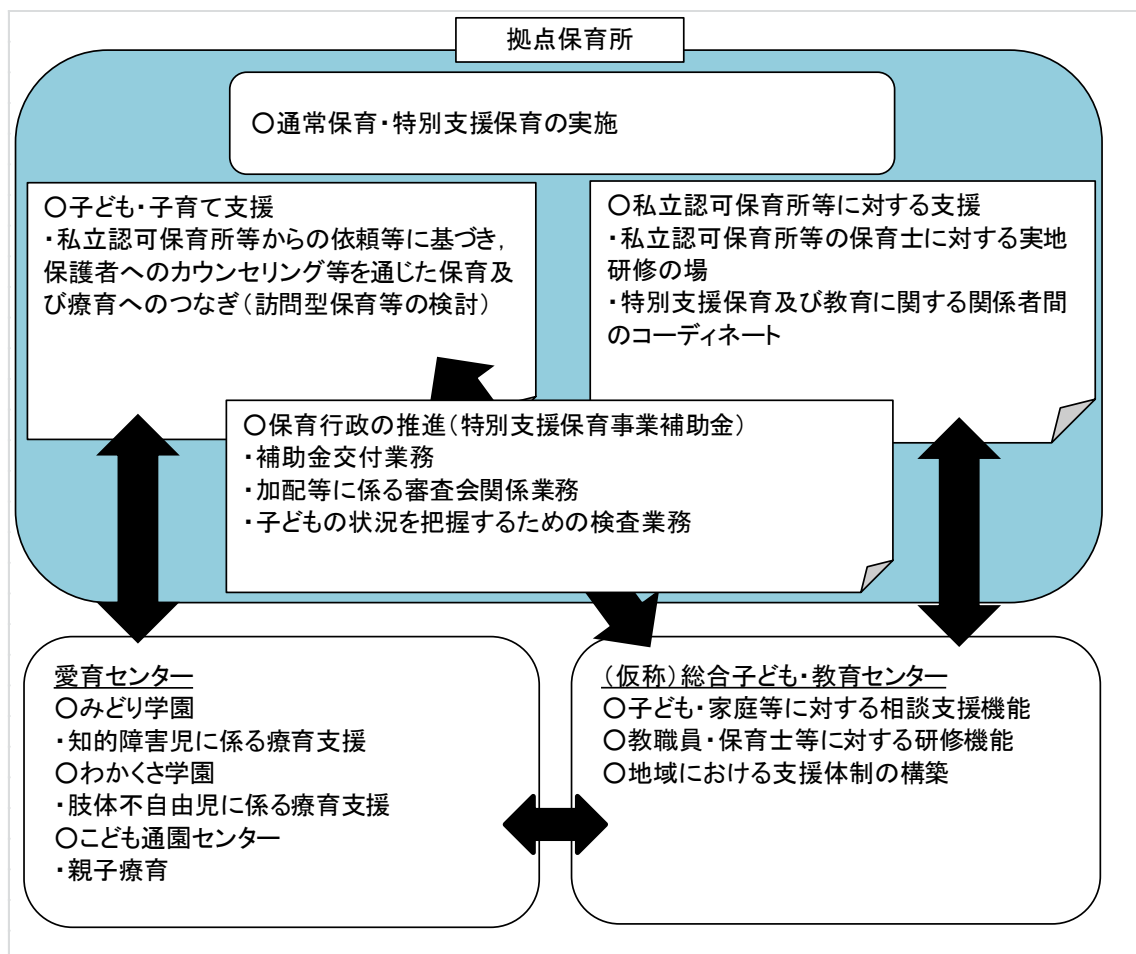
(2) 施策推進に係る拠点保育所の内容

拠点保育所は、通常保育及び特別支援保育を実施するほか、私立認可保育所等に対する支援、子ども・子育て支援、保育行政の推進を3つの柱として、関連する取組を実施する。

私立認可保育所等に対する支援については、特別支援保育に関する実地研修の場の提供のほか、特別支援保育及び教育に関するコーディネーターを配置し、医療や療育、就学後の教育との調整役を担い、私立認可保育所等と連携して保育環境の充実を図る。

子ども・子育て支援については、既に、子どもの心身の発達状況と保護者の困り感・受容の間に差が生じているケースがあり、今後も、それらへの対応の必要性が想定される。そのため、通園による保育の提供のほか、訪問型保育や相談業務の実施など、子どもや保護者にとって、望ましい保育や療育へのつなぎ役を担っていく。

また、これらの取組を効果的に実施するため、全市的な相談支援の拠点である(仮称)総合子ども・教育センター及び療育の機関である愛育センターと密接に連携していく。

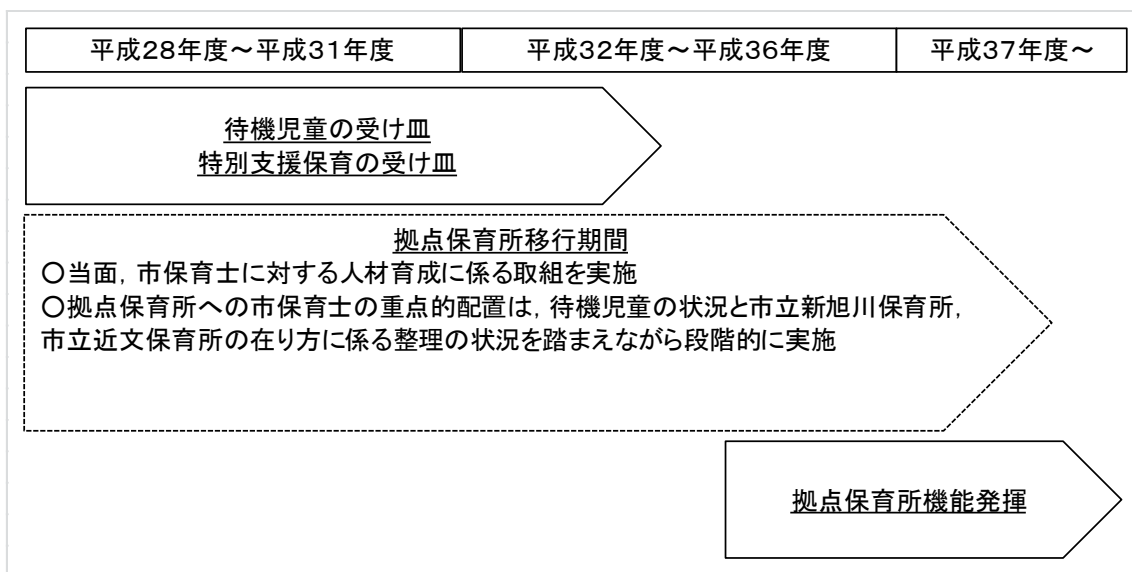


3 進め方

(1) 全体の進め方

今後、市保育所及び市保育士が、子ども・子育て支援施策の推進や特別支援保育・障害児施策において役割を発揮していくためには、市保育士の人材育成と拠点保育所の機能充実等を図っていくことが必要だが、現在、待機児童の受け皿という役割を担っているため、段階的にこれらの取組を進めていく。

特に、人材育成については、中長期的な視点での取組の継続が必要であることから、平成28年度から速やかに関連する取組を進めていく。



(2) 施策推進に係る拠点保育所の整備

ア ハード面での取組

拠点保育所として位置付ける予定の市立神楽保育所は、現在、定員66名で運営しており、保育室4室のほか、乳児室・ほふく室、一時保育室などの設備を持っている。この設備を活用して通常保育、特別支援保育、一時預かりを実施しているが、今後、拠点保育所として機能を発揮していく上で、保護者に対するカウンセリングや子どもの心身の発達状況を把握するためのスペース等が必要となる。

できるだけ、(仮称)総合子ども・教育センター等の設備の活用を図っていくが、増築の可能性も含め、今後、設備について具体的に整理を進めていく。

室名	面積 (㎡)	室名	面積 (㎡)
多目的室	31.50	相談・事務室	47.13
保育室(4室)	140.00	調理室	36.00
乳児室・ほふく室	38.03	その他	280.01
一時保育室	35.00	延床面積合計	607.676

イ ソフト面での取組

市立神楽保育所においては、平成27年9月1日現在、所長を除いて19名の保育士が勤務（短時間勤務含む）しており、業務内容ごとの従事者の人数等を見ると、0歳～5歳の各クラス担当が10名（うち正職員7名）、特別支援保育、時間延長への対応、一時預かりについては9名（全て臨時職員）となっている。

そのため、正職員については、これらの特別保育等に関する業務も含めて、臨時職員に対するサポートが必要であり、保育の実施以外の業務については、対応に限界がある。

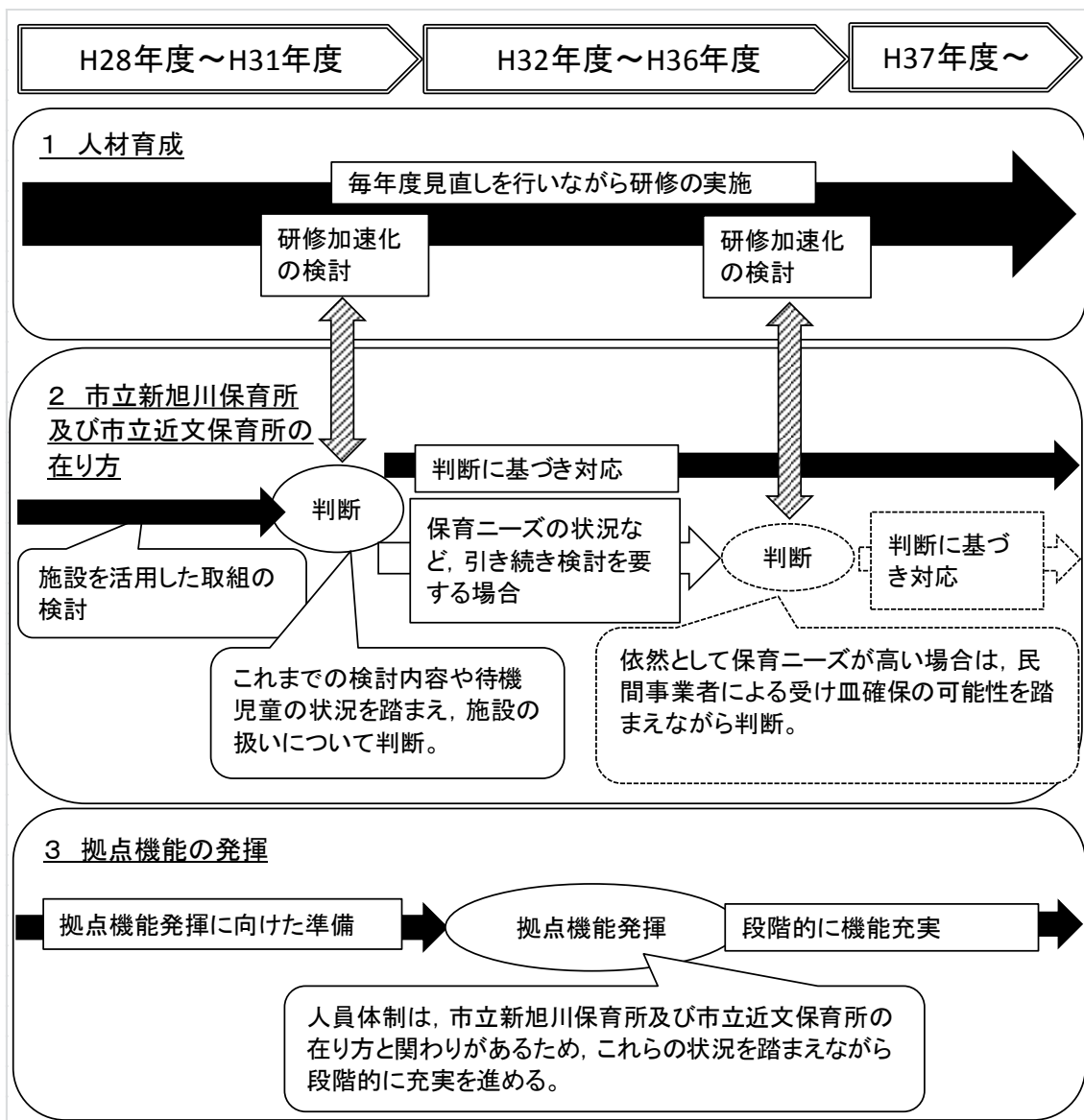
今後、拠点保育所としての機能を発揮していくためには、徐々に正職員の比重を高め、特別支援保育等については正職員で対応できる体制としていくことが必要である。

第4章 進行管理

1 進行管理の基本的な考え方

方針に基づき、拠点保育所機能を発揮するため、市保育士に対する人材育成に係る取組を計画的に進めると同時に、市立新旭川保育所と市立近文保育所の在り方を整理し、人員体制の充実を図ることが必要である。そのため、次期旭川市子ども・子育てプラン策定時に、保育ニーズと提供体制の見込みなどを踏まえて、人材育成に係る取組の加速化及び拠点保育所における人員体制充実の内容と時期について整理していく。

なお、拠点保育所は、次期旭川市子ども・子育てプランの期間内から、その機能を段階的に発揮していく。

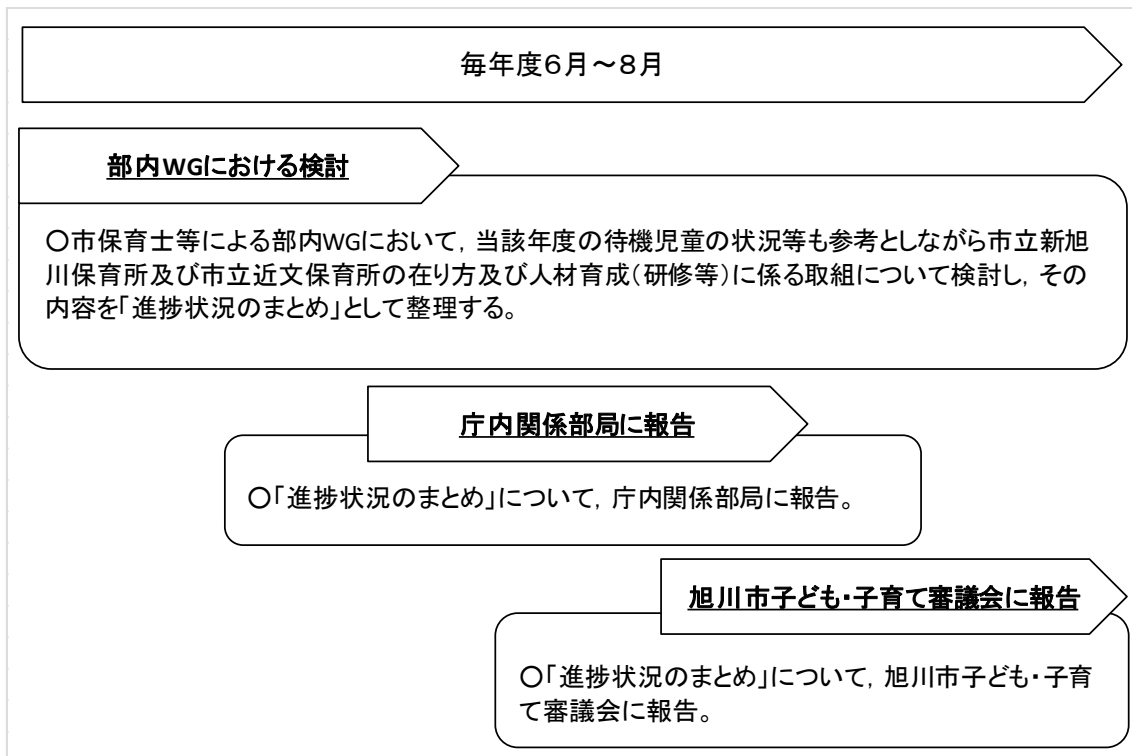


2 推進体制

本方針を推進するため、特に、市立新旭川保育所及び市立近文保育所の在り方と市保育士に対する人材育成の取組について、引き続き検討することが必要である。

これらは、子ども・子育て支援施策の推進のほか、職員採用等にも影響することから、市保育士が中心となった検討作業の内容を、子育て支援部内はもとより関係部局間で共有し、関連する取組を進めていくことが方針の効果的な推進につながるものである。

そのため、毎年度、以下の内容で、方針に基づく取組状況と次年度以降の取組の方向性を整理する。



参 考

1 方針策定の経過等

方針の策定に当たり、子育て支援部内に市保育士等から構成するWGを設置し、これまでの取組の総括から方針案の作成に係る作業を行い、さらに、旭川市子ども・子育て審議会に専門部会を設置している。

市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針策定専門部会委員名簿

氏 名	所属団体等
佐々木 齋	北海道私立幼稚園協会旭川支部
佐藤 貴虎	旭川大学短期大学部幼児教育学科
武田 琴絵	公募委員
宮崎 啓	旭川民間保育所相互育成会

時期	内容
H27. 1～H27. 5	<p>○市立保育所運営方針進捗状況評価書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立保育所運営方針（期間：H22年度～H26年度）に基づく取組状況と次期方針の取組の方向性を整理するため作成。 ・子育て支援部内に市保育士等から構成するWGを設置後、12回開催し、5月に作成。 ・作成後、旭川市子ども・子育て審議会（6月19日開催）において報告。
H27. 5～H27. 8	<p>○方針の骨子案の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内WGを4回開催し、骨子案を作成 ・作成後、旭川市子ども・子育て審議会（8月27日開催）において諮問し、部会を設置して調査審議を行うことを決定。
H27. 8～H27. 11	<p>○方針案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内WGを4回開催し、方針案を作成 ・庁内関係部局との協議を経て、市案とすることを確認 ●旭川市子ども・子育て審議会専門部会を11月から〇月の期間内に〇回開催し、〇月〇日に答申を受ける。
H28. 2（予定）	<p>●市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針策定</p>

2 文言の整理